

ハートフォード生命、変額個人年金保険の新商品 「ナイスショット」を発売

-10月22日より中央三井信託銀行にて販売開始-

[2007年10月18日]

ハートフォード生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン、以下「ハートフォード生命」）は、中央三井信託銀行株式会社（本社：東京都港区、取締役社長 田辺和夫）において、2007年10月22日より変額個人年金保険の新商品「ナイスショット」の販売を開始します。

市場調査結果に基づいて開発された「ナイスショット」は、2007年2月に発売を開始した変額個人年金保険「アダージオ3WIN」を改良した商品であり、安定的な資産の成長、目標設定機能による運用成果の確定、一時払保険料相当額の最低保証などの優れた特徴があります。

<「ナイスショット」の特徴>

- **安定的な資産の成長**

保険料は、契約初期費用をいただかず全額を株式40%（うち外国株式30%）と債券60%（うち外国債券35%）を組み入れたバランスファンドで運用します。

- **目標設定機能による運用成果の確定**

お客様自らが、基本保険金額に対して120%・130%・140%および150%の目標値（収益目標）を設定し、最低5年の運用期間が経過した時点で積立金額が目標値に到達していれば、その運用成果は確定され、受け取りが可能です。受取方法は、一括もしくは、確定年金、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金からお選びいただけます。

- **一時払保険料相当額を最低保証**

目標値に到達することなく、10年の運用期間満了時に積立金額が基本保険金額を上回った場合は、満了時の積立金額を年金原資として、一括もしくは、確定年金、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金による受け取りが可能です。

10年の運用期間満了時に積立金額が基本保険金額を下回っている場合、15年の最低保証付確定年金による年金受取総額で一時払保険料相当額を最低保証します。

* 「ナイスショット」は「変額個人年金保険Ⅱ型2003」に、目標設定機能付最低保証年金特約1015型を付加したものです。商品名、付加した特約ならびに特別勘定の内容は販売会社によって異なります。

「ナイスショット」(変額個人年金保険Ⅱ型 2003・目標設定機能付最低保証年金特約 1015 型)
<投資リスクと手数料について>

【投資リスク】

変額個人年金保険の一時払保険料の運用は特別勘定で行われ、特別勘定資産の運用実績に基づいて将来の年金額、死亡保険金額、積立金額および解約払戻金額が変動(増減)します。特別勘定が投資する投資信託は、国内外の株式・公社債等で運用されており、運用実績が死亡保険金額や積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により積立金額やお受け取りになる年金総額や解約払戻金額の合計額等が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、すべてご契約者に帰属します。

- 変額個人年金保険は生命保険商品であり、預金ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 解約・一部解約をした場合や年金受取開始日以降に年金を一括受取する場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

【手数料】

- 保険関係費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用です。運用期間中、積立金額に対して年率 2.55%の割合で積立金額から毎日控除されます。
- 運用関係費用：特別勘定の運用に関わる費用です。主に特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率 0.525% (税抜 0.50%) 程度の割合で信託財産から毎日控除されます。運用手法の変更等の理由により将来変更される可能性があります。
- 年金管理費：年金支払の管理に関わる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して 1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。将来変更される可能性があります。
- 解約控除：ご契約日(増額部分については増額日)からその日を含めて 7 年未満の解約・一部解約については、解約控除対象額※に、経過年数に応じて所定の解約控除率(7%～1%)を乗じた額が積立金額または一部解約請求金額から控除されます。

※解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうちいずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。

この商品にかかる手数料の合計額は、「運用期間中の費用(「保険関係費用」「運用関係費用)」と「年金受取期間中の費用(「年金管理費)」の合計額となります。また、特定のご契約者には「解約控除」がかかります。

変額個人年金保険およびハートフォード生命保険株式会社について

変額個人年金保険は、2002 年 10 月に開始された銀行による保険商品の窓口販売を契機に、充実した退職後の生活に備えるための効果的な資産運用商品であるとの認知が高まりました。2007 年 3 月末現在、特別勘定資産残高でみた変額個人年金保険の市場規模は 14.8 兆円となり、銀行による窓口販売開始前の 2002 年 9 月末時点と比べて約 25 倍と急成長をとげています。ハートフォード生命の販売は 2000 年 12 月の営業開始以来、好調に推移し、2007 年 3 月末現在、特別勘定資産残高でみた同市場のシェアは約 24.7%と、ナンバーワンの実績を収めています。

(保険毎日新聞 2007 年 6 月 7 日掲載記事による)

『年金の達人@』ハートフォード生命は、優れたリスク管理と卓越した商品開発力とともに健全な財務体質を維持しながら、お客様が退職後の大切な資産を有効に運用・活用して、経済的に安心してすごしていただけるように、最適なソリューションを提供するトップ・ブランドを目指します。ハートフォード生命に関するより詳細な情報については、当社のウェブサイト (www.hartfordlife.co.jp) をご覧下さい。

* * *

ハートフォードについて

フォーチュン 100 社の 1 社であるザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービシズ・グループ・インク (ニューヨーク証券取引所取引コード: **HIG**、以下「ハートフォード」) は、米国で最も由緒ある大手保険および金融サービス会社の 1 つであり、ミューチュアル・ファンドを含む投資金融商品をはじめ、各種生命保険、団体年金、団体生命保険、自動車保険、住宅保険、法人向け損害保険などを提供しています。2006 年における収入は約 265 億ドルに達しています。ハートフォードは、日本、ブラジル、英国で国際事業を展開しています。ハートフォードに関する詳細な情報についてはウェブサイト (www.thehartford.com) をご覧下さい。ハートフォード生命保険株式会社は、ハートフォードの日本法人です。

本リリースに記載されている過去の実績は将来の実績を示すものではありません。この商品は、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額などが特別勘定の運用実績によって変動する年金保険です。特別勘定は、投資信託を主な投資対象とし有価証券等に投資されますので、特別勘定の運用には、株価の下落や為替の変動等による投資リスクがあります。特別勘定の運用実績は積立金額に直接反映し、その損益はすべて契約者に帰属します。運用実績によっては、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額等の総額が払込保険料総額を下回る可能性があります。この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、税務、会計および法律に関しては、それぞれの資格を有する専門家にご相談ください。

また、本リリースには、米国 1995 年私募証券訴訟改正法 (**Private Securities Litigation Reform Act of 1995**) において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご了解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思えます。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書 (**10-Q**) や 2006 年の年次報告書 (**10-K**) に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。

<この件に関するお問い合わせ先>

ハートフォード生命保険株式会社
広報部広報ユニット
白土朋之/戸川明美
電話: 03-5777-8000